

# 放課後等デイサービス等に関する支援

## 市町村を通じた支援

### 1 放課後等デイサービス支援事業（県単）

対象：4月6日～10日

予算額 1千万円

特別支援学校等の臨時休業に伴い、放課後等デイサービスの利用の増が見込まれることから、追加的に生じたサービス分に係る市町村負担及び利用者負担の部分について補助を行う。〔負担割合：県10/10〕

### 2 放課後等デイサービス支援事業（国補）

予算額 4千3百万円

#### （1）学校の臨時休業により追加的に生じた利用者負担の補助に係る経費

特別支援学校等が臨時休業期間中に伴い、放課後等デイサービスの利用の増が見込まれることから、追加的に生じたサービス分に係る利用者負担の部分について補助を行う。〔負担割合：国1/2・県1/4・市町村1/4〕

#### （2）代替サービスの提供に係る利用者負担の補助に係る経費

特別支援学校等の臨時休業期間中に、放課後等デイサービス事業所が電話等の方法により児童の健康管理等を行った場合に算定される報酬に係る利用者負担の部分について補助を行う。〔負担割合：国1/2・県1/4・市町村1/4〕

#### （3）居宅レスパイトの提供に係る経費

放課後等デイサービス事業所の休業等により、保護者と障がい児が長時間居宅で過ごす必要が生じた世帯に対し、放課後等デイサービス職員等が居宅訪問して保護者のレスパイトを行う事業に対して補助を行う。〔負担割合：国1/2・市町村1/2〕

### 3 障害児通所支援事業所継続支援事業（県単）

対象：4月11日～5月31日（予定）

予算額 2億4千万円

県が休業を要請した放課後等デイサービス及び児童発達支援事業所が事業再開後にサービス提供を継続できるよう、休業により利用しなかった児童に係る基本報酬相当額の補助を行う。〔負担割合：県10/10（市町村負担部分を除く）〕

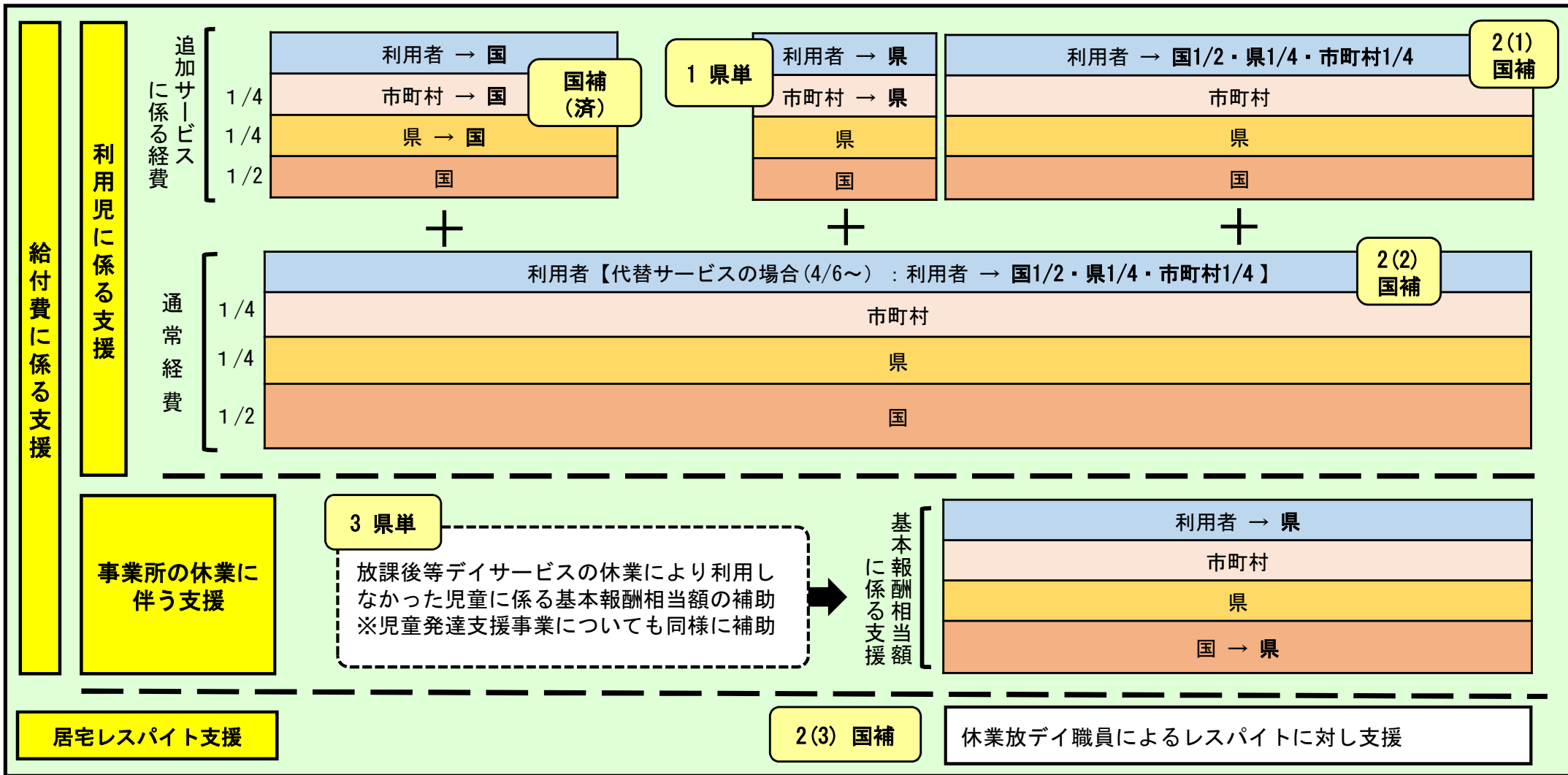
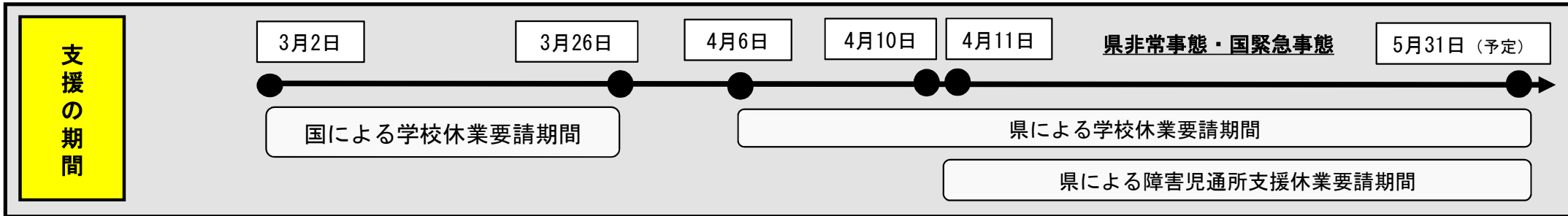
## 事業所に直接行う支援

### 障害福祉サービス確保支援事業（国補）

予算額 5千2百万円

県から休業要請を受けた放課後等デイサービス及び児童発達支援事業所において、障がい児等の日常生活を支えるため、利用児の居宅を訪問する等の代替サービスを提供した場合に必要となるかかりまし経費を補助する。〔負担割合：国2/3、県1/3〕

# 放課後等デイサービス等に関する支援（市町村を通じた支援に係る時系列整理）



**市町村を通じた支援**

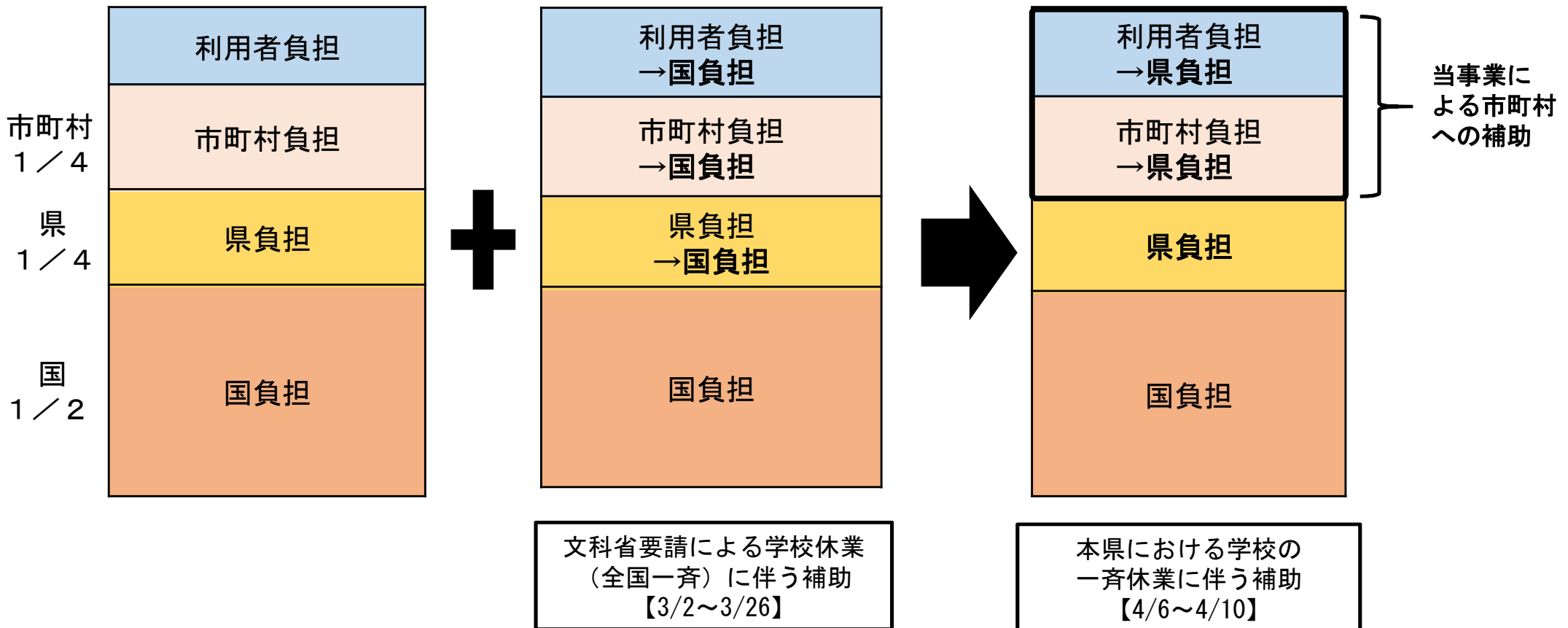
**放課後等デイサービス支援事業費補助金（県単）**

- 本県における特別支援学校等の一斉臨時休業に伴い、放課後等デイサービスの利用の増が見込まれることから、追加的に生じたサービス分に係る**利用者負担**及び**市町村負担**の部分について市町村が負担する場合に、その全額を県が補助する。
- 対象の期間は、学校の休業開始日の4月6日から、放課後等デイサービスに休業要請を行った4月10日までの5日間。

**学校休業に伴う追加サービス分**

- ①新規利用児
- ②既存利用児の利用増
- ③休日単価の適用
- ④開所前延長加算の算定

**通常分**

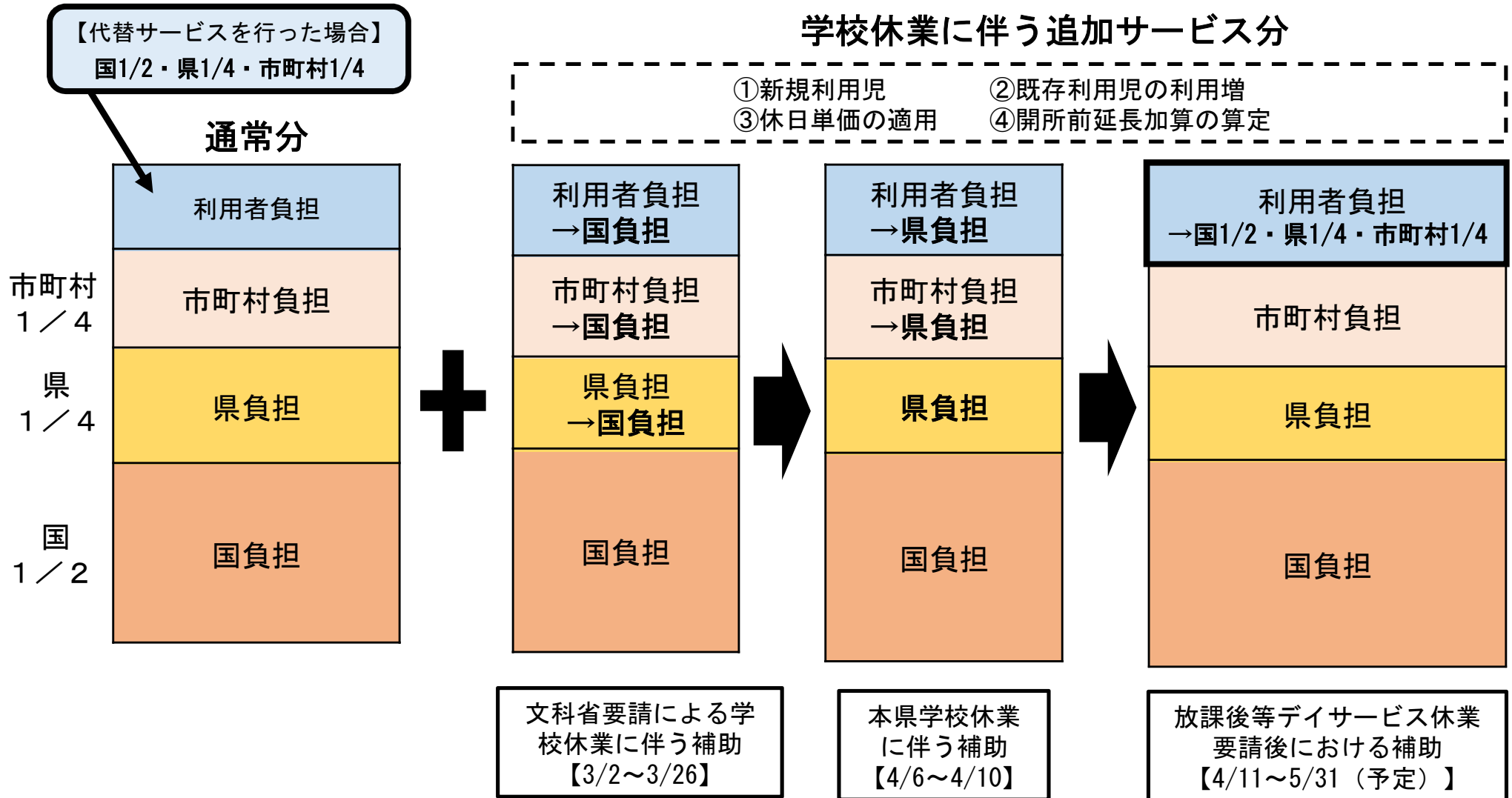


## 市町村を通じた支援

# 放課後等デイサービス支援事業費補助金（国補）

- 特別支援学校等の休業に伴い、追加的に生じたサービス分及び電話等の方法により児童の健康管理等を行ったサービス分（代替サービス分）に係る**利用者負担**の部分を市町村が負担する場合に補助を行う。（県3/4（国2/3）、市町村1/4）
- 放課後等デイサービス事業所の休業等により、保護者と障がい児が長時間居宅で過ごす必要が生じた世帯に対し、放課後等デイサービス職員等が居宅を訪問して保護者のレスパイトを行う事業を市町村が行う場合に補助を行う。（県1/2（全額国庫）、市町村1/2）

（国緊急経済対策資料より）



## 市町村を通じた支援

# 障害児通所支援事業所継続支援事業費補助金（県単）

## 概要

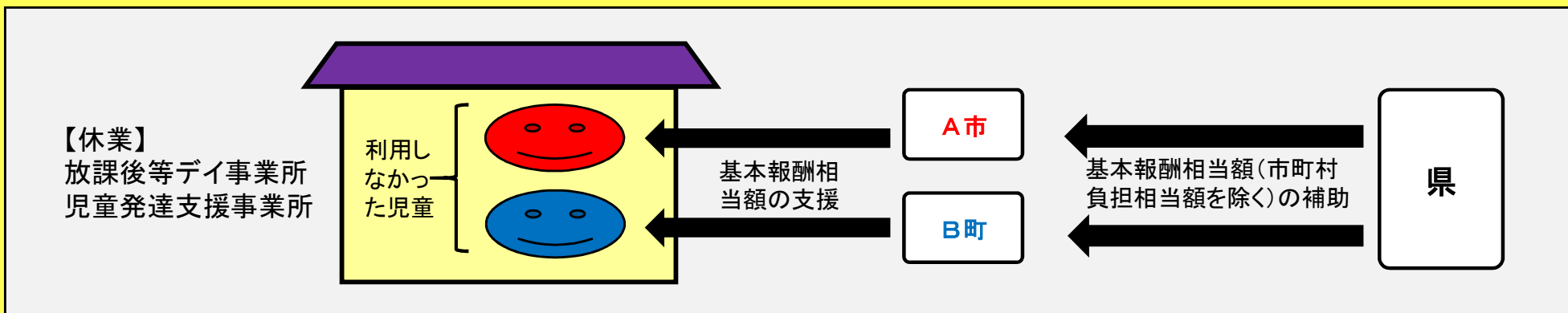
- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために行った県からの要請により放課後等デイサービス事業所及び児童発達支援事業所が休業した場合において、当該事業所の利用児が事業所の事業再開後（休業明け）もサービスを継続利用することができるようにするために、当該事業所への支援が必要。
- 児童の支給決定市町村において、事業所の休業により当該児が利用しなかった日に係る報酬（基本分）相当額の負担が行われた場合に、その経費に対し補助を行う。

## 事業内容

【実施主体】 市町村

【補助対象】 放課後等デイサービス又は児童発達支援事業所の休業（一部休業を含む）に伴い、サービスを利用しなかった児童の当該日に係る報酬（基本分）相当額を市町村が負担した場合の経費

【補助率】 国・地方負担相当部分 県 3 / 4 市町村 1 / 4  
利用者負担相当部分 県 10 / 10



## 事業所に直接行う支援

# 障害福祉サービス確保支援事業費補助金（国補）

## 休業要請を受けた通所事業所の代替サービス提供の支援

- 【概要】 休業要請を受けた障がい児の通所事業所（放課後等デイサービス、児童発達支援）において、障がい児やその家族の日常生活を支えるため、利用者の居宅を訪問する等の代替サービスを提供した場合に必要なかかりまし経費を補助
- 【実施主体】 障害児通所支援事業所（放課後等デイサービス、児童発達支援）
- 【補助率】 国 2 / 3、県 1 / 3
- 【補助対象】 家庭において障害福祉サービスの提供が引続き必要となる利用者に対して、居宅訪問サービス等の代替サービスを行う際に要するかかり増し経費  
＜例＞：通所サービス事業所が居宅を訪問するために必要な交通費やリース料  
通所サービス事業所が居宅を訪問するために必要な衛生用品等の購入費 等